

○四日市市火災予防条例第18条に規定する避雷設備の指定について

平成10年4月1日消防本部告示第4号

改正

平成23年2月7日消防本部告示第2号

改正

令和元年8月19日消防本部告示第10号

改正

令和8年3月24日消防本部告示第2号

四日市市火災予防条例（昭和48年四日市市条例第49号）第18条の規定に基づき、避雷設備の日本産業規格を次のように指定する。

J I S Z 9 2 9 0 （雷保護）－3－2 0 1 9